

○加須市障害者等住宅改修費給付事業実施要綱

平成22年3月23日

告示第61号

改正 平成25年4月1日告示第110号

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営むことに著しく支障のある障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者等（以下「障害者等」という。）が段差解消など住環境の改善を行う場合において、居宅生活動作補助用具の購入費及び住宅改修工事費（以下「住宅改修費」という。）に要する経費の一部を給付することにより、地域における自立の支援を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(平成25告示110・一部改正)

(対象者)

第2条 住宅改修費給付事業の対象者は、市内に居住し、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する障害者等であって、障害程度等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害2級以上のもの）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により住宅改修費の支給を受けられる者は、対象者から除くものとする。

(平成25告示110・一部改正)

(住宅改修費の範囲)

第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。

(1) 手すりの取付け

- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修
(住宅改修費の給付要件)

第4条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は、家主の承諾を必要とする。）であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を勘案して加須市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が必要と認める場合に給付するものとする。

2 住宅改修費の給付は、同一の者については、原則として1回限りとするものとする。

（申請）

第5条 住宅改修費の給付を受けようとする障害者等又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で障害者等を現に保護するものをいう。以下同じ。）（以下「申請者」という。）は、住宅改修費給付申請書（様式第1号）を福祉事務所長に提出しなければならない。

（調査）

第6条 福祉事務所長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査等を行い、住宅改修費給付調査書（様式第2号）を作成し、住宅改修費の給付の適否を決定しなければならない。

（決定）

第7条 福祉事務所長は、前条の調査により住宅改修費の給付の適否を決定したときは、住宅改修費給付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、住宅改修費給付券（様式第4号。以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

(住宅改修費の給付)

第8条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた申請者（以下「給付決定者」という。）は、住宅改修業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第9条 給付決定者は、当該給付に要する費用の一部を業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定により支払うべき額は、法に基づく補装具費の支給の例によるものとする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(業者への支払い)

第10条 福祉事務所長は、業者から住宅改修費の給付に要した費用の請求があったときは、当該給付に要した費用から前条の規定により給付決定者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、住宅改修費の給付の額は、20万円を限度とする。

(費用の返還)

第11条 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段により住宅改修の給付を受けた給付決定者等があるときは、当該住宅改修費の給付の額の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第12条 福祉事務所長は、住宅改修費の給付状況を明確にするため、住宅改修費給付台帳（様式第5号）を整備するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の騎西町住宅改修費給付事業実施要綱（平成18年騎西町告示第124号）、北川辺町住宅改修費給付事業実施要綱（平成18年北川辺町要綱第249号）又は大利根町障害者住宅改修費給付事業実地要綱（平成18年大利根町告示第92号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年告示第110号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

住宅改修費給付申請書

年 月 日

加須市福祉事務所長 様

住 所
申請者 氏 名 (印)
対象者との続柄()
電話番号 ()

加須市障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

対象者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日生
	住 所				
	障害者手帳	第	号	障害等級	級 種
世帯の状況	障害名又は難病等病名				
	氏 名	対象者との続柄	生年月日	備考(対象者に対する介護の状況等)	
給付を希望する理由					
改修を行う住宅の住所					
改修工事内容	区 分			住宅生活動作補助用具	
	1 手すりの取付け 3 床材の変更 5 便器の取替え 6 その他()	2 床段差の解消 4 扉の取替え		1 便器 3 スロープ 4 その他()	2 手すり

過去の日常生活用具等の給付又は貸与の状況

区 分	給付形態	給付等年月日	給付等 内容
日常生活用具	給付・貸与	年 月 日	(例) 湯沸器、特殊マット
住宅改修費	給 付	年 月 日	(例) 手すりの取付け

現在の住いの状況	住宅	1 自宅 2 借家	借家の場合 貸主 諾 否	1 承諾 2 否(いつ承諾を得るか)	浴 槽	1 和式 2 洋式 3 なし	便 器	1 和式 2 洋式 3 携帯用
現在の介護の状況	入浴	1 他人の介助が必要 2 清拭のみ 3 入浴、清拭ともして いない 4 自分でできる	排 便	1 他人の介助を必要 2 便器(携帯用)使用 3 自分でできる	移 動	1 車いす使用 2 他人の介助を必要 (一部・全部) 3 自分でできる		

該当する所得区分	生活保護・(低所得1・低所得2)・一般・一定所得以上
生活保護への移行予防措置に関する認定備考	生活保護への移行予防(定率負担減免措置)を希望します。

注 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 身体障害者手帳及び診断書又は特定疾患医療受給者証等の写し
- (2) 住宅改修の見積書

様式第2号(第6条関係)

住宅改修費給付調査書

①申請受理番号		第 号		②申請者氏名		③対象者との続柄	
日 付		年 月 日					
④対象者	氏 名			生 年 月 日	年 月 日生		
	住 所						
	身体障害者手帳番号		障害名及び難病等病名		障 害 等 級		施設入所の有無
⑤世帯員の状況	氏 名	対 象 者 続 柄	課 税 区 分	市 民 税 所 得 割	市 民 税 非 課 税 者 収 入 状 況 等	備 考	
				円	円		
				円	円		
				円	円		
				円	円		
⑥世帯区分	ア 生活保護 イ 低所得1 ウ 低所得2 エ 一般 オ 一定所得以上						
⑦住まいの状況	1 自 家 2 借 家 (貸主の諾否)		⑨給付後の生活状況 入浴・排便・移動等について該当する状況に○	1 自力でできるようになる 2 一部介助でできるようになる 3 給付しても変わらない (一部介助・全介助) 4 その他 ()			
⑧施設入所の申請の有無	1 申請している 2 申請していない						
⑨住宅改修給付の有無	1 有 2 無		⑩給付する(しない)理由				
⑪住宅改修工事の内容			⑫	⑬	⑭		
			予定価格	給付決定者等が支払うべき額	給付額		
			円	円	円		
⑮その他特記事項		※ 改修工事を行う住宅の所在地や給付する居宅生活動作補助用具(手すりや便器等)について記載する。					
年 月 日		調 査 員 職 名 氏 名				㊟	

(注) 改修工事見積書や工事図面を必ず添付し、工事の内容を明確にしておくこと。

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

住宅改修費給付決定・却下通知書

加須市福祉事務所長 印

加須市障害者等住宅改修費給付事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

給付番号	第 号	給付決定年月日	年 月 日
対象者氏名		身体障害者手帳番号 又は難病等病名	
改修する住宅の住所			
改修の内容		業者名	
居宅生活動作補助用具名		業者の住所	(電話)
価 格	円	給付決定者等が 支払うべき額	円
		公費負担額	円
注意事項	1 住宅改修費の給付には、費用の一部を業者に直接支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、速やかに支払ってください。 2 給付された住宅改修費を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。		

2 却下

理 由	
-----	--

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に加須市長に対し審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。)、提起することができます。

様式第4号(第7条関係)

住宅改修費給付券				
① 給付番号	第 号	② 給付券発行 年 月 日	年 月 日	
③ 対象者氏名		④ 生年月日	年 月 日生	
⑤ 住 所				
⑥ 給付決定者 等 氏 名			⑦ 対象者との続柄	
⑧ 住宅改修 工事の内容	⑨ 価 格		⑩ 給付決定者等 が支払うべき額	⑪ 公費負担額
	円		円	円
⑫ 業 者 名			⑬ 業者の住所 (電話)	
⑭ この券の 有効期限	給付決定者等が業者に提示する期限		業者の公費支払請求期限	
	年 月 日		年 月 日	
上記のとおり決定する。 年 月 日				
加須市福祉事務所長 印				
⑮ 改修工事の 完了した日	年 月 日		⑯ 給付決定者等より 受領した金額	円
			⑰ 受領業者名印 及び年月日	年 月 日
⑱ 住宅改修費受領 者名及び印	記入年月日 年 月 日 印	⑲ 確認者	確認年月日 年 月 日 職 名 氏 名 印	
⑳ その他特記事項				

(注) 本表は、①～⑭、⑱、⑳は加須市、⑮～⑰は業者が、⑱は住宅改修費受領者が記入すること。なお、⑮～⑱は工事完了後に記入すること。

様式第5号(第12条関係)

住宅改修費給付台帳

受付 番号	申 受 月	請 付 日	居 住 地	氏 名	手 帳 番 号	障 害 区 分 (等級)	品 名	給 決 月	付 定 日	給 付 券 番 号	業 者 名	価 格	給 付 額	受 領 月 日	支 出 金 額	備 考
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	
										給 付 第 号		円	円		円	

様式第1号（第5条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第3号（第7条関係）

（平成25告示110・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第12条関係）